

# 令和5年度文化芸術活動継続支援補助金

奈良県文化会館休館中も継続的に文化活動が実施されるよう

**県有施設**は施設使用料の **1 / 2**、  
**その他公立施設**は施設使用料の **1 / 3** を支援します！

## 補助内容

- 対象者：県内に事務所の所在地又は活動の拠点を有する個人又は団体
- 対象事業：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに県内の公立施設で行う文化芸術事業
- 補助対象経費：文化イベントの実施にかかる施設使用料  
(リハーサル、控え室にかかる費用を含む。ただし、マイク代、電気使用料等、別途設備使用料としてかかる費用は対象外とします。)
- 補助額：県有施設の場合は施設使用料の1 / 2、その他公立施設の場合は施設使用料の1 / 3  
補助金の額が5万円未満の場合は、補助金は交付しないものとし、30万円を超える場合は、30万円を補助金の額とします。また、千円未満は切り捨てた額を補助額とします。

## 申請受付

- 申請期間：令和5年7月3日（月）～令和5年8月4日（金）17時必着  
※ただし、上記スケジュールにより交付決定されたものの総額が予算額を下回る場合、二次募集を実施することがあります。  
※1団体1事業について、申請は1回限りです。  
※申請期間外に提出されたものはいかなる場合も受理できません。
- 提出方法及び提出先  
【特定記録郵便】〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県文化・教育・くらし創造部 文化振興課 文化振興係  
【メール】bunka-challenge@nara-arts.com
- 申請多数時の対応について  
審査の結果、補助対象となる事業の申請額合計が予算額を上回る場合は、次の者を優先して採択することとします。
  1. 平成30年度から令和4年度の間奈良県文化会館の利用実績がある者
  2. 募集期間内において、早期に申請書を提出した者（先着順）※優先順位は、1、2の順とします。



## 留意事項

- ・ 審査により、予算の範囲内で補助対象事業を決定します。申請をいただいても必ずしも補助対象となるというものではないことをご了承ください。

申請書類の入手や詳細については、奈良県文化振興課ホームページに掲載の「令和5年度 文化芸術活動継続支援補助金 募集要項」をご確認ください。